

国民健康保険システム標準化検討会  
第1回給付管理ワーキングチーム 議事概要

【日時】令和4年2月4日（金） 14:00～16:00

【場所】オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

菅原 祐二 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主査  
本田 光宏 仙台市健康福祉局保険年金課 保険係長  
佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事  
市川 雄太 船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 主事  
長島 洋介 中野区区民部保険医療課国保給付係 主事  
南 大介 都城市健康部保険年金課 副主幹

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐  
伊藤 豪一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー  
前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー  
羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官  
寺本 勝敏 厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険保険者  
システム調整専門官  
藤原 翔馬 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係  
佐藤 成也 厚生労働省保険局国民健康保険課  
島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐  
巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐  
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 第1回給付管理ワーキングチーム事前説明
3. 第1回給付管理ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項

## 5. 閉会

### 【配布資料】

- 00\_会議次第
- 01\_【資料 No.1】第1回給付管理ワーキングチーム
- 02\_【資料 No.2】第1回給付管理ワーキングチーム\_議題一覧
- 03\_【資料 No.2 別紙】第1回給付管理ワーキングチーム\_補足資料
- 04\_【資料 No.3】事務局からの連絡事項

### 【ご意見概要】

<次第3. について>

### 【機能・帳票要件】

#### ①給付管理の退職被保険者に関する機能について

- 事務局提示議題に「いただいたご意見を基に、実装必須／実装オプション／実装不可（システム外対応）を整理する」とあるが、自治体ごとの実装状況にばらつきがあるとデータの引き継ぎ等に不具合が生じる可能性があるのではないかと懸念されている。3択ではなく、実装必須または実装不可の2択で整理すべきと考える。
  - 退職被保険者を管理する機能のような根幹にかかわる部分についてはご意見のとおり全国統一すべきだと考えている。ただ、賦課管理 WT において議論された帳票上に退職分を表記する、しないといったような対象が限定されているものについては、それが発生した場合にシステム外で個別に対応する等の選択ができると考えているので、具体的には皆様から頂戴したご意見を基に、実装必須／実装オプション／実装不可（システム外対応）を検討・整理したいと考えている。
- 事務局案に賛成。退職被保険者については、国の資料で、現在何歳の方が何人いるのか把握可能であるから、新規で遡及適用される場合を除き、実際に何年度まで退職被保険者が存在するかを見極めていく必要があると考える。

#### ②高額療養費貸付（受領委任）に関する機能について

- 限度額適用認定証が外来で使えるようになってから、実質的に当市では0件になったため、この制度自体を廃止している。県内の市町村においても制度自体は残っているが申請はほとんどないという話も聞いている。そういった状況なので実装不要でもいいのかと考えるが、まずは事務局案のとおりオプションとし、全国意見照会の結果で実施しているところがほとんどないということが把握できるのであれば実装不可とするといった整理でどうか。
- 当市では貸付制度の条例もあり、年に数件の貸し付けを行っているところである。懸念しているのは、複数の医療機関で高額療養費にかかる場合、本来であれば合算で償還払いされるだろうが、それを支払えないような方については貸付制度を利用したいということがあるのではないだろうか。

月額合算はオンライン資格確認でも解消されないところだと思うのでこういったことも踏まえながらご検討いただきたい。

- 本市でも貸付については条例を制定しており、現在も制度として継続しており、先ほどご発言があったように限度額適用認定証を出せないケースが実際にある。

具体的には、適用区分非表示開始日という日付を設定して医療機関側に高額所得区分を表示させない設定をそれぞれしていると認識している。そのため、オンライン資格確認が始まっているが、医療機関では本人の滞納状態によっては所得区分を確認することができず、結果的に限度額認定をすることができないまま診療が終わって請求が行われてしまい、患者が医療費を支払うことができずに支払が滞って数か月後に税金の滞納分を精算したことによって所得区分非表示開始日というのを解除し、医療機関に対して所得区分を開示するという流れで、あとから対応がクリアになるといったケースがある。

このような場合に本市では貸付制度を利用することができる。ただし限度額認定証に関しては過去の月なので交付することができないという場合に貸付制度を利用してもらっている。

実績としては年に数件レベルなので実装必須でなくても、オプションもしくはシステム外対応でも対応可能な件数だと考えるが、自治体によっては件数が多いところもあるかもしれないので不可とはせずにやりたいところがやるというレベルでもいいのではないか。

- オプションや必須というところは今後の議論となるが、例えば本件のような少件数だけでできる規定となっている賦課給付を行っている場合、高額貸し付けの機能とは別でその他のできる規定となっている給付について一括でできるような「その他の給付」という管理の仕方をするという可能性がないのかどうか事務局に伺いたい。

→ 高額療養費の貸し付けについては貸付額を考慮して、月間の高額療養費を2重で支払わないように控除しなくてはいけないだとか、事業月報等に貸付額を集計しなくてはいけないといったところで、貸付自体についてその他の集計や高額療養費への影響を考慮した機能が考えられるので、機能の整理が完了してからいただいたご意見を参考に検討したい。

→ 承知した。機能全体を見渡しながら今後も注意深くご検討いただきたい。

### ③都道府県及び市町村における独自の医療費助成制度（地方単独事業）に関する機能について

- 国の通知に基づき按分するというので、特段問題はないと考える。  
ただ、今回示す按分方法から外れてはならないというように見えてしまうと誤解を与えてしまうので標準仕様として整理する際にはその点にご留意いただきたい。

- 未就学児に対する医療費助成は全市町村で実施されていること、地方単独事業現物給付に係る国庫補助金の減額調整がなされていること、これに伴う計算ミスによる国庫補助金の過大交付が相当多く、毎年会計検査院から指摘されていることから、実装必須としていただきたい。仮にオプションにしたとしても各ベンダはほぼ確実に本機能を搭載すると思われる。  
また、地方単独事業に係る高額療養費について2点意見させていただく。

- (1)地方単独事業担当課に対し、地方単独事業償還払い対象者のうち高額療養費担当課が支給額（予定含む）の報告を行っているが、これをシステムで直接やり取りできるようになると事務が非常に効率化するのでご検討いただきたい。
- (2)高額療養費振替以外にも、療給負担金及び普通調整交付金の算定の際に地方単独事業に係る高額療養費を按分し、システム内で計算して帳票出力されている。外来合算、介護合算も同様。このことについても考慮する必要があると考える。
- いただいたご意見を参考に整理を進めていくとともに、2月中旬ごろにあらためて確認依頼をさせていただくので、具体的なご意見等を頂戴できたらと考えている。  
また、ベンダは必ず実装するのではないかとのご意見を頂戴したが、本WTに参加しているベンダのシステムがどのような状況なのかも踏まえたうえで機能の検討・整理を進めたいと考えている。
- 承知した。様々な市でそれぞれの地方単独事業を実施しているので按分の基準を一律に示すことは難しいと思うが、機能としては必須とする形で計算は外付け等で行うなど、一番いい方法をとることができたら良いと思っている。  
なお、先般介護保険で判明した計算ミスを避けるためにも、基準等は示していただきたいと考える。

#### ④高額療養費の支給申請の簡素化に関する機能について

- 本市はシステム上簡素化に対応できておらず、70歳未満の方に対する簡素化を実施できていない。全国的にみても全世帯に対する簡素化が実施できていない自治体は現行システムがこの簡素化に対応できていないというところがほとんどではないかと思っている。  
加えて、デジタルガバメント実行計画の中に手続き面等の効率化が掲げられているので、この趣旨を踏まえても本機能は実装必須としていただいて、今後全市町村の取組を国として促していただきたい。
- システムが対応されていないからだということもあるが、県内の状況をみるとそれだけが理由ではなく、積極的に簡素化をしないとしている市町村も一定数存在しているようである。  
簡素化をしてもいいという制度改正の認識的な部分も併せていかないと実装必須としたとしても実際に導入する市町村はあまりいないということにもなりかねないと思っている。  
そこを踏まえるとまずは実装オプションとし、取扱いの整理に伴って必須に変更するというのもいいのではないかと考える。  
→ それらの市町村においては、一部負担金を担保できない場合に領収書の添付を義務付けているということか。  
本市では国の通知で必ずしも領収書を添付する必要はないと示されていることから、添付は義務付けていない。ただし、申請書に一部負担金について支払済みである事を自署で証明してもらうことを義務付けているので、これをもって確認をしているところである。簡素化したらどう証明するのかということもあるがこういったことが解消されるといいと考える。

- 実態等の確認を含めて引き続き検討させていただくとともに、議論いただいた結果を踏まえ全世帯を対象とした機能、70歳以上を対象と限定した機能をそれぞれ別で考えたうえで、それぞれどのように実装すべきか検討を進めさせていただきたい。

#### ⑤高額療養費の支給申請を勧奨する対象者の抽出条件について

- 機能としては賛成。これは実装必須とすることを検討しているという認識でよろしいか。
  - ご認識のとおり、実装必須の機能として整理している。
- 先ほどご発言の中で、領収書の確認を必須とするかしないかという話があったが、本市では領収書の添付について案内はしているものの、実際は紛失等により手元にないことが多々あるため、一定金額以上の支給が発生している方は個別に医療機関に問い合わせをし、実際の支払が完了しているのかを個別で確認している。  
全世帯を対象とするか70歳以上を対象とするかという観点で分けることを検討しているという話だが、可能であれば支給額を基準とすることも検討していただきたい。抽出条件については賛成。
  - 現時点では条件に金額を入れる想定はなかったが、ただいまご意見を頂戴したので特段ご意見がなければオプションとして「金額により支給申請の簡素化有無を抽出できること」というのを基準に含めることを検討させていただく。
- 制度的な観点で事務局における検討にあたってご留意いただきたいと思うが、基準額を定めて勧奨をしないとか簡素化の支払額に制限をかけた場合、高額の多数回該当上の方がカウントされないことが懸念される。市町村に照会をかける際にも留意事項として示していただく必要があると考える。
  - 必要に応じて説明を付して展開させていただく。また、高額療養費が発生した際の該当有無を支給済みの場合に該当とするのか償還額が発生した時点で該当とするのかところの関連もあると思うので、必要に応じて基準に含めたうえで各構成員へご意見を伺いたい。

#### ⑥出産育児一時金、葬祭費、高額療養費の未申請者の勧奨（未申請者の抽出）に関する機能について

- 差額療養費というのは食事代の差額のことなのか、3割負担の方が2割負担になった時の支給額なのか、どちらを指しているものか。
  - 両方を指している。
- 出産育児一時金、葬祭費、高額療養費の勧奨通知については賛成。  
ただ、食事代の差額は他の給付と異なり申請日を過ぎた場合、やむを得ない事情があると認められるとき以外は支給しないという整理になっているので、一緒くたにしてしまうと、やむを得ない事情があるかどうか不明なものについてまで勧奨をしてしまう恐れがある。そのため、食事代差額については含めないほうが良いと考える。
- 食事代差額については同じ認識であるため今のご意見のとおりだと考える。

もう1点気にしているのはしているのは葬祭費について。通常の保険給付の場合は世帯主が申請権を持っているが、葬祭費の場合は葬儀を執り行ったものが法令上の支給対象者となっているので、どのような基準で勸奨を行うのか、勸奨すべき方を見誤らないかが懸念される。勸奨する場合によっては葬儀執行人の設定の仕方というところが課題になると考える。必ずしも世帯主が葬儀を執り行うわけではないことをご留意いただきたい。

また、高額療養費の勸奨について、「オンライン資格確認等システムの導入状況等を注視しつつ、検討してまいりたい」と資料に記載があるが、70歳以上の方は基本的に合算による高額療養費が多く、レセプトが複数枚にわたって高額療養費支給がされると思うので、オンライン資格確認というよりも支給の簡素化が普及されていけば勸奨の必要はなくなるのではないかという観点のほうがちらかといえれば重要なのではないかと考える。この辺りのことを今後注視していただきたい。

→ いただいたご意見を踏まえ、基準等の見直しを進めてまいる。

差額療養費の食事代や葬祭執行人等、注意が必要であるので、例えば対象者の抽出までを必須として、それを確認したうえでの勸奨通知の作成等はオプションとするといったことも含め、機能を検討させていただきたい。

- 本市においては葬祭費の勸奨通知は行ってはいないが、葬祭執行人あるいは喪主が勸奨の相手になってくると思うので、その把握、登録というところが必要になってくるということを考えれば勸奨はなかなか難しいだろうと思っている。

そのため、未申請者の把握は必要かと思うが、勸奨通知作成はオプション、もしくは不要かと考える。

→ 貴市では窓口に来られた方については葬祭費の勸奨をしているのか。

→ 「おくやみ窓口」というものを設けており、そこに来られた方へは葬祭費の話をしている。

- 支給勸奨の話題からはそれてしまうが、昨年度から新型コロナウイルスに関する傷病手当金の給付を全国で行っているかと思うが、傷病手当金に類するその他任意給付についてどうするという話がたたき台の中になされていなかったので事務局としてどうお考えなのかご教示いただきたい。

→ 本日の説明対象とはしていないが、傷病手当金等その他任意給付については、機能・帳票要件の機能ID 22.1.1.6 にその他任意給付の申請を基にその情報を登録する機能をお示しさせていただいている。

大変恐縮ではあるが、そこに記載の機能をあらためてご確認いただき、過不足等またご意見を頂戴したい。

#### ⑦医療機関情報を連携するためのデータの取り扱いについて

- 国保総合システムから医療機関をファイルとして出力する機能はないと認識しており、本市では厚生局のホームページに載っている医療機関情報をダウンロードして利用しているところである。もしこの機能を標準とするのであれば国保総合システムからファイルとして出力する機能も併用することになるかと思うのでその点についても配慮いただきたい。

- 本自治体では厚生局のデータを国保連合会が取り込んで国保総合システムにより市町村に提供している。これは都道府県によって運用が異なっているということなのか。

→ 本件についてはあらためて国保総合システムの担当課へも内容の確認をさせていただいており、国保総合システムに市町村に提供するための医療機関情報をダウンロードする機能があることを確認したことから、このような機能、検討結果をお示しさせていただいている。  
ただ、この機能を使用する、使用しないといった判断で都道府県ごとに異なっているかもしれないので、あらためて国保総合システム側へ状況確認をさせていただく。

#### ⑧統計資料の作成について

- 賦課 WT においても同様の発言をさせていただいたが、担当が最終的な集計を行うというほうに賛成。稀なケースの対応などのノウハウを蓄積する観点からも、ある程度の人の手による確認作業、集計作業は必要だと考える。

一方で、エクセルから張り付けるなどの単純な集計作業は不要だと思うので、何が必要で何が不要なのかをしっかりと整理すべきだと考えている。

また、事業月報の作成においては以下 2 点考慮が必要だと考える。

(1)地方単独事業の償還分や担当課振替分の反映が必要となる。標準準拠国保システムと各地方単独事業システムが連携できればいいが、地方単独事業システムは標準化対象外のため現在は上記を反映することは困難だと想定される。

(2)不当利得や第三者行為の管理、調定管理、費用額整理簿については現在エクセルを用い手作成しているため、自動作成、出力が可能となると、担当者の事務が非常に効率化されるのでご検討いただきたい。

→ 地方単独事業に関するご意見については、本 WT でも別の議題としてご議論いただいた取扱いの整理と併せてどこまで可能なのかな等を引き続き検討させていただきたい。

不当利得等については本機能要件にも関連する機能を用意していることから、ある程度の連携はできると考えているが、今ご意見をいただいた通り、タイミングの問題や集計の対象を併せるといったところで確認が必要となるケースも多々あるかと思うので、そのことも踏まえながらどのように修正が必要であるかを引き続き検討させていただきたい。

- 第三者行為などの給付に係る帳票を国保総合システムより紙や PDF 形式で提供いただいているところだが、国保連合会に聞いたところ CSV 形式に変換できないとのことであったため、本市ではすべて手入力を行っている。DX 推進がなされているということも踏まえて、中央会からも各国保連合会のほうへ CSV 等のデータ形式で帳票を提供できるよう働きかけていただきたい。

→ ご意見につきましては国保総合システムの担当課へ共有させていただく。

#### 【帳票詳細要件】

- ①申請書、通知書、証明書等に印字する年月日項目について
- ②申請書、証明書等に印字する性別項目について

- 2点について賛成。生年月日の西暦併記については「国民健康保険業務以外の業務の検討状況を引き続き確認し、最終的に決定する予定」とのことだが、ぜひ国保システムが先頭を切って併記していただき、見る人の利便性の向上につながればいいと思うのでよろしくお願ひしたい。

③支給額が0円となる場合における支給決定通知書の出力について

- 事務局案に賛成。

以上